

令和6年10月29日

「当座預金の新規口座開設の停止」および「2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止」についてのお知らせ

秋田県信用組合（理事長 藤原 保）は、2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に、「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、下記の通りの対応をおこなうこととしました。

当組合では、今後とも利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 当座預金の新規口座の開設停止

受付停止日：令和7年1月6日（月）

※ 既に当座預金をお持ちのお客様については、引き続きご利用いただけます。

※ 新規に事業資金にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用預金」のいずれかをご利用ください。

2 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

受付停止日：令和7年1月6日（月）

※ 2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）の代金取立の受付停止

※ 該当となる手形・小切手をお持ちのお客様は、2024年12月30日（月）までにお取引店へお持ち込みください。

※ 手形・小切手に代わる決済方法として、「電子記録債権（でんさい）」、「法人インターネットバンキング」の利用をご検討ください。

3 電子化により、「コストの削減」、「事務負担の軽減」、「紛失リスクの軽減」等、支払側と受取側の双方にメリットがありますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

（以 上）